

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

第1 訴訟要件について

(1) 温泉掘削許可の義務付け訴訟で本業勝訴するためには、訴訟要件が充足されているわけではない。

(2) (1) 本件処分は取消訴訟は適法か。

(2) 取消訴訟(行訴法3条2項)の訴訟要件は

- ① 処分性, ② 原告適格(行訴法9条), ③ 訴えの利益, ④ 出訴期間(行訴法14条), ⑤ 被告適格(行訴法11条), ⑥ 審判請求前置主義, ⑦ 管轄である。

(3) 本件では、本件処分は、温泉法3条1項に基づき、

温泉掘削の禁止と解除する法効果をもち、A社に対して直接行われた権力的行為であり、処分性と有する。

A社は処分の相手方で原告適格と有し、訴えの利益と失、を理由としない。本件処分が行われた10月3日

から6か月以内の11月10日に訴えが提起され、出訴期間は守られており、⑤、⑦は問題となっていない。

⑥の規定は温泉法にない。

(4) (1)及び(2) 取消訴訟は適法である。

3 (1) 本件処分の義務付け訴訟は適法か。

(2) 本件処分に対する義務付け訴訟は、行訴法3条6項2号の訴訟である。(申請型義務付け訴訟)。その

訴訟要件は、① 法令に基づく申請が行われ、却下または棄却の処分、裁決がされたこと。② 専ら

該処分等が取り消されるべきものであること(行訴法37条の3第1項2号)もしくは同項3にわたること。

③ 原告が申請等として看過であること(2項)④ 取消訴訟と適法に併合提起されていること(3項)である。

※ 設問は本業勝訴要件と論じるように求めています。訴訟要件は問われていないため、2ページ目4行目で余事記載となっています。注意してください。

ページ

裏面へ

(3) 本件では、A社は、本件申請と行い、本件処分（
不許可処分）を受けた者であり、上記取消訴訟と併合
提起されている。

(4) したがって、義務付け訴訟は適法である。

第2. 本案勝訴要件について。

(1) 申請型義務付け訴訟の勝訴要件は、取消訴
訟で本案勝訴とすること（法37条の3第5項、1項2号）、
行政庁が処分すべきことが法令から明らかならば、
しないことが裁量権の逸脱・濫用であること（行訴法
37条の3第5項）である。また、取消訴訟の勝訴要件
も裁量処分の場合は、裁量権の逸脱・濫用に当たること
である。

2. 温泉法3条1項に基く許可の基準は、法4条
1項に定められている。法4条1項は、「当該申請
に係る掘削が温泉の湧出量、温度又は成分に
影響を及ぼすと認めるとき」と、影響を及ぼすとすべ
どりの場合に当たするかについて行政庁の裁量と
認めている。また、同3号も、「公益と害するおそれ」が
あるかについて要件裁量と認めたものと附される。また
法4条1項は、法4条1項各号にあたらぬ場合は許可
としなければならないとしている。

3. 温泉の湧出量等温泉に関する事項及び、公益
への影響は、専門技術的事項であるゆえ、法32条は
自然環境保全法に基づく審議会等諮問機関にお
いていふものと考えられる。しかし、温泉の掘削は財産
権の行使の一場面であり（法3条2項参照）、財産
権が憲法29条で保障された重要な権利であることに
照らすと、許可に係る行政裁量はあつて限定さ
れ、当該処分として判断の過程に不合理が認め

条文の指摘OKです

また本案勝訴要件
の中身として、法4条1項
1号の特別問題に
なる指摘もOK良かん
です

要件裁量の指摘OKです

良い指摘です

良い指摘です

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

らる場合には、裁量権に逸脱・濫用が認められると考えるべきである、

4. ~~本件~~ 本件処分は、その理由として、①、②の理由が挙げられているため順に検討する、

5. (1) 温泉法4条1項1号は、「当該申請に係る掘削」の影響が認められる場合を不許可にできる事由としている。しに、他の申請による影響を考慮した場合には、判断において考慮すべきでないことと考慮したものとして、裁量権の逸脱となすと解される、

(2) 本件では、本件申請許可により、同種の申請が相次ぎ温泉の枯渇をきたすこととを不許可の理由としているが、これは、本件申請以外の事情を考慮したものであって、考慮すべきでないことと考慮したものであり、判断の過程に不合理が認められるから裁量権の逸脱・濫用が認められる、

6. (1) 法4条3号は、「公益を害するおそれ」がある場合と不許可事由としている。一方で同条3項は、許可に際し公益上必要の条件を付することができるとしており、不許可の判断をする際には条件を付することにより、より財産権への制約を小さくするようであるから、判断の過程で検討する必要があり、これを欠いて、不当に重い不許可処分を行つた場合には、判断過程の過誤および比例原則違反となすと解される、

(2) 本件では、「乙村の優れた自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある」として理由に不許可

①②の理由でこれ検討するのだから法4条1,3号を分けて論じていいよ、良か九ど、あり

法4条1項1号の解釈OKで?

当てはめOKで?

比例原則の指摘良いで?

処分を行っているが、本件温泉研究会の審議は、より
制約の少ない条件と付して許可処分を許可と
するに過ぎないかという検討が欠落しているものと
考えられ、考慮すべきことを考慮していないものと考えら
れる。

(3) したがって、②に基づく処分においても、裁量権
の逸脱・濫用が認められる。

よって、以上のように甲府知事の裁量権の
逸脱・濫用と主張する中で、本審判判決に
向け、主張を行うべきである。

以上

(講評)

・ 答案作成おつかえでした。

・ 法4条1項各号(1-3号)について、分けて論じられており良かった。

・ 訴訟要件の検討は不要でした。本審判訴訟要件と訴訟要件
の区別について、復習をお願いします。

・ この調子で頑張ってください。

(20回)